

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令要綱

一 改正の内容

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十一号）の一部の施行に伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講習時間を定めることとする。（第十七条関係）

二 施行期日

この政令は、公布の日から施行することとする。（附則関係）